

## 豊田市工事請負契約約款の改正について（お知らせ）

平成30年4月1日より豊田市工事請負契約約款を改正します。今回の改正は、発注者に提出する書類の簡素化を図るため、工程表について、現場代理人等が他の工事と兼務となる場合にのみ提出するよう変更をするものです。

変更前	変更後
(工程表) 第3条 乙は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づき、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。 2 工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。	(工程表) 第3条 乙は、設計図書に定めるところにより、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。 2 工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

上記の改正に伴い、下記の①、②のいずれかに該当する場合にのみ、工程表を作成し、既発注工事及び新たに契約した工事の監督員それぞれに提出してください。

- |  |
|--|
| ①現場代理人を他工事の現場代理人と兼務させる場合。※1<br>②専任が求められる工事において、建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合。※2 |
|--|

※提出時期について

- ・既発注工事→兼務期間の始期日より前。
- ・新たに契約した工事→工事請負契約締結後5日以内。

### 【注意事項】

- ※1 「現場代理人兼務届」の提出も併せて行ってください。様式は、豊田市ホームページに掲載されていますのでご活用ください。
- ※2 「主任技術者兼務届」の提出も併せて行ってください。様式は、豊田市ホームページ掲載の「現場代理人兼務届」を準用し、必要箇所を訂正し、ご使用ください。